

## 防衛施設の重要性

防衛施設は、我が国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤であり、我が国の安全保障に欠くことのできないもの。その機能を十分に発揮するためには、防衛施設と周辺地域との調和を図り、地域住民の理解と協力を得て、常に安定して使用できる状態を維持することが重要

## 防衛施設の設置・運用に伴う影響

- (1) 周辺住民の生活環境に大きな影響**  
防衛施設は、飛行場や演習場など広大な面積の土地を必要とするものが多く、また、航空機の頻繁な離着陸や射爆撃、火砲による射撃、戦車の走行等により、周辺地域の生活環境に大きな影響
- (2) 我が国の地理的条件の特殊性**  
我が国の地理的特性から、狭い平野部に都市や諸産業と防衛施設が競合して存在しており、防衛施設の設置・運用により、地域の開発に大きな制約
- (3) 在日米軍人等の事件・事故**  
在日米軍による事件・事故等の発生は、地域社会に与える影響が大きく、防衛施設の安定的使用に影響を及ぼす問題へ発展するおそれ
- (4) 住民等からの様々な苦情・要請等**  
周辺住民からの騒音等に対する苦情や生活環境の改善要望

防衛施設との競合  
(佐世保港に所在する防衛施設)



米軍  
自衛隊  
民間業者

防衛施設周辺の都市化（厚木飛行場）



新たな航空機（オスプレイ）の配備  
(普天間飛行場)



## 周辺対策の必要性

- 新たな航空機等の配備、日米共同訓練の実施などの「防衛施設の運用の態様の変更」による負担の増加に対し、周辺自治体等の理解と協力が不可欠
  - 防衛施設の設置・運用と地域社会・周辺住民のニーズ(生活・生産基盤の確保、生活環境の維持、地域社会の発展)との調和を図る観点から対応が必要
- 駐留軍等の再編による負担の増加については、駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とした「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」に基づく措置を実施

## 特定防衛施設周辺整備調整交付金の概要

### 事業の目的

- 防衛施設の周辺においては「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、防衛施設の設置又は運用により生ずる障害に対し個別に対策を講じているものの、防衛施設の周辺に及ぼす影響は様々であり、ジェット飛行場、砲撃が行われる演習場、面積の広大な防衛施設など、その設置又は運用が周辺地域の生活環境や開発に著しい影響を及ぼしている「特定防衛施設」の周辺地域においては、個別の対策だけでは十分に対応できないことから、当該地域を管轄する「特定防衛施設関連市町村」に対し、公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業に充てられる交付金を交付し、周辺住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とするもの
- 本交付金は、防衛という国民全体の利益のために特定の地域の住民が不利益を受けている状況を公平の観点から是正する、補償的な側面を有するものであり、防衛施設の周辺住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することにより、ひいては特定防衛施設の安定的な使用への周辺住民の理解を得るために必要不可欠な施策
- ※ SACO交付金は、SACO最終報告に盛り込まれた沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の本土移転等の措置を的確かつ迅速に実施するため、これを受け入れた関連市町村に対し、特定防衛施設周辺整備調整交付金の特別交付分を交付しているもの（現在、7施設17市町村が対象）
- ※ 再編交付金は、駐留軍等の再編により周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺市町村に対し、公共用の施設の整備その他の住民の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業に充てるための交付金を交付することにより、駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とするもの（現在、14施設39市町村が対象）

### 事業の実施方法

- ジェット飛行場など、その設置又は運用が周辺地域の生活環境や開発に著しい影響を及ぼしている防衛施設及びその関連市町村を「特定防衛施設」及び「特定防衛施設関連市町村」として指定（現在、73施設120市町村）
- 毎年度、予算の範囲内で関連市町村ごとの交付額を定め、関連市町村は、交付額の範囲内で政令で定める公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善等に寄与する事業を、当該市町村の計画に基づき実施
- 事業の実施に当たっては、関連市町村から事業ごとに交付金交付申請を受け、地方防衛局においてその内容の審査等を行い、適正であると認められる場合には交付決定。また、関連市町村の事業完了後は、地方防衛局において完了確認を実施の上、交付金を交付

## 施策の有効性・実効性と効率化への取組み等

### 特定防衛施設周辺整備調整交付金の有効性・実効性

- 特定防衛施設の周辺地域において、屋外における航空機騒音・砲撃音騒音のように防止する手段がないものや、飛行場や演習場などの防衛施設が大規模な面積を占有することによる地域の開発への影響等に対し、代替的な措置を講じていくことが必要
- 特定防衛施設周辺の生活環境の改善等のため、どのような事業を実施するかについては、地域の事情に最も詳しい関連市町村が、地域住民の意見を聴取するなどして決定。本交付金による事業の実施により、特定防衛施設の周辺住民の生活環境の改善等が図られ、当該住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与しており、特定防衛施設の安定的な使用の確保につながっている。
- 近年、防衛施設周辺の生活環境等の整備に係るニーズが多様化していることや、平成21年の行政刷新会議において本交付金について「用途をより自由にして、地域が自由に使いやすくすることで効果を高める」よう見直しを行うとのコメントがまとめられたことを踏まえ、平成23年、公共用の施設の整備に加え、いわゆるソフト事業も交付対象とする内容の法改正を実施  
関連市町村からは、防衛施設の安定的な使用を確保する上で、周辺住民のニーズに応え、生活環境の改善等のための事業を推進することは必要不可欠であるとして、累次の機会に交付額の増額を求められているところ。
- 特定防衛施設の設置又は運用による周辺地域への影響の抜本的な改善な困難な中において、影響を受け入れて頂いている周辺住民の負担に対し、国が責任をもって生活環境の改善等のための措置を講じ、引き続き周辺住民の負担の軽減を図っていくことが必要

### 効率化及び効果の向上のための取組み

- 本交付金で実施した事業については、地方防衛局の広報誌やHPを活用して施策の周知に努めているほか、市町村においても、交付金により整備した施設や車両への表示や、HPによる公表に協力を頂いている例もあり、今後とも市町村の協力を得ながら効果の向上に努める考え
- また、平成23年度財務省予算執行調査を踏まえ、補助事業者が各事業の効果の分析・検証を行い、翌年度の事業計画に反映できるよう、関連市町村において事業評価を実施し、平成25年度から地方防衛局のHPで公表  
PDCAサイクルの徹底を図るため、関連市町村が実施した事業評価を国においても検証し、効率化又は効果の向上を図ることができる場合には、翌年度以降の交付申請に係る事業内容の審査等を通じて、より効率的かつ効果的な事業となるよう改善
- 今後、関連市町村における事業評価の充実を図るなど、効率的かつ効果的な事業の実施に資するよう改善していく考え

## 特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当できる施設の整備・事業の概要

政令で定める施設		公共用の施設の例
1	交通施設及び通信施設	市町村道、除雪車、橋梁、駐車場、街路灯、歩道橋、ガードレール、渡船施設、歩道、道路標識、中央分離帯、有線ラジオ放送施設、有線放送電話施設、無線施設、サイレン警報施設等
2	スポーツ又はレクリエーションに関する施設	体育館、屋外運動場、公園、緑地、水泳プール、サイクリング道等
3	環境衛生施設	一般廃棄物処理施設、ごみ収集車、し尿収集車、上・下水道、排水路、街路樹、火葬場、公衆便所、道路清掃車等
4	教育文化施設	学校及び各種学校、幼稚園、公民館、図書館、地方歴史民俗資料館、青年の家、通学・通園バス等
5	医療施設	病院、診療所、保健所、母子健康センター、救急車、巡回診療車等
6	社会福祉施設	老人福祉施設、母子福祉施設、保育園等
7	消防に関する施設	防火水そう、消火栓、火災報知器、可搬式消防ポンプ、消防自動車等
8	産業の振興に寄与する施設	農業用排水施設、農林水産物の共同貯蔵所又は共同作業所、市場、養魚施設、織物・窯業等工場産業の保護・育成のための施設等

政令で定める事業		ソフト事業の例
1	防災に関する事業	消防に関する施設の維持・運営事業 航空機事故等を想定して実施する防災訓練
2	住民の生活の安全に関する事業	防犯パトロール事業
3	通信に関する事業	通信施設の維持・運営事業
4	教育、スポーツ及び文化に関する事業	スポーツ又はレクリエーションに関する施設や教育文化施設の維持・運営事業 米軍人・家族との文化交流事業 学力向上サポート事業 外国語講師派遣事業 教育費の助成事業
5	医療に関する事業	医療施設の維持・運営事業 医療費助成事業(小学生以下の医療費、妊産婦検診費など)
6	福祉に関する事業	社会福祉施設の維持・運営事業 ホームヘルパーの派遣及びデイサービスの提供への助成事業
7	環境衛生に関する事業	環境衛生施設の維持・運営事業 周辺地域における水質汚濁、大気汚染、土壌汚染等の調査事業
8	産業の振興に寄与する事業	産業の振興に寄与する施設の維持・運営事業 地域の特産品の開発事業
9	交通に関する事業	交通施設の維持・運営事業 コミュニティバス等の運営費の助成事業
10	良好な景観の形成に関する事業	周辺地域における都市景観構想策定事業
11	前各号に掲げるもののほか、生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業で防衛大臣が定めるもの	※今後、地元要望を踏まえ、必要に応じて検討

※ 本表は、対象となるソフト事業として想定しているものを記載したものであるが、交付決定に当たっては、個々の事業の内容に基づき判断。